

町国際交流協会主催～世界の食文化を知ろう～

韓国料理教室



町国際交流協会では、本町における国際交流を推進し、海外の人々と相互理解と友好関係を深めるための事業を実施しています。今回の料理教室のテーマは、「韓国料理教室」と題しまして、韓国の食文化を皆さんに知っていただこうと思います。

町内で働いている外国人研修生・従業員にも料理教室に参加いただき、韓国の食文化について学びながら、一緒に料理を作る予定です。食事は、人との交流を深める一つのツールです。世界の人々の食文化を知ること、多くの人々との親善と友情、相互交流を深めていくことに繋げていただけたらと思います。

【日時】

3月10日（火）午前10時～午後2時（予定）

【場所】

さくら館 調理実習室

【持ち物】

エプロン、手ふきタオル、
三角巾（またはバンダナなど）

【定員】

10人（先着順）

【参加費】

1,000円

【申込期限】

3月2日（月）

【申込方法】

電話で申し込んでください。

メニュー（予定）

- ・チヂミ
- ・ナムル
- ・韓国風スープ
- ・ゼリー



※画像は過去の料理教室のものです。

申込・照会先 町国際交流協会事務局（観光課観光係）電話（85）7410

外国人研修生・従業員も参加します！

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。

☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～裏面もご覧ください～



文スポの健康ウォーキング (湯本周辺を歩く)

～歩くことによって、健康への関心を高めるとともに、地域の
文化や自然への理解を深め、ふるさとを再発見してみませんか～

【実施日】 3月18日(水)

【実施時間】 9時30分(集合)～11時30分(解散予定)

【集合場所】 箱根町役場駐車場

【コース】 町役場～早雲寺～正眼寺～滝通り～玉簾の滝
～湯本橋～あじさい橋～町役場

【対象】 当財団賛助会員および町内在住、在勤者

【定員】 20人(先着順)

【案内人】 箱根観光ガイド協会 若林 宏光 さん

【その他】

- ・ ハイキングのできる服装および靴で参加してください。
- ・ 当日は、神奈川県西部の降水確率が午前・午後いずれかが40%以上の場合は中止します。

【申込方法】 電話で申し込んでください。参加費は無料です。

申込・照会先 (公財)箱根町文化・スポーツ財団 電話(87)5222

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和8年2月25日発行】

感震ブレーカーを設置し、地震による 電気火災を防ぎましょう！

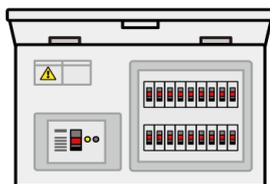
地震による火災の過半数は電気が原因です！！！！

東日本大震災における火災の発生原因の54%が電気関係によるものです。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電が復旧したときに発生する（通電）火災のことです。

「感震ブレーカー」は、一定以上の大きな揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

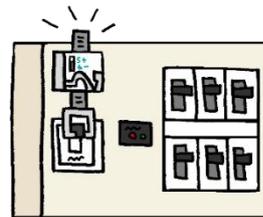
阪神淡路大震災や東日本大震災において、電気火災が多く発生していることから「感震ブレーカー」の重要性が示されています。復電時に電気機器へ通電し、火災が発生するという通電火災の二次災害防止のためにも重要です。これを機に、身の回りの防災について今一度考えてみてはどうでしょうか？

感震ブレーカーの種類



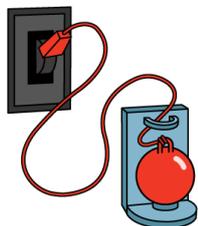
分電盤タイプ（内蔵型）

分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断。



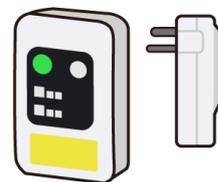
分電盤タイプ（後付型）

分電盤に感震機能を後付けするタイプ。センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断。



簡易タイプ

ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断。



コンセントタイプ

コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。

照会先 消防総務課予防係 電話（82）4505

ペットのフンは飼い主が責任をもって始末しましょう

道路や公園、私有地などにペットのフンが放置され迷惑を受けている人は少なくありません。

【迷惑な出来事】

①



道に放置されたフンを踏んでしまった・・・

②



道に放置されたフンから悪臭が発生し、虫が集まってしまう・・・

③



道に放置されたフンを飼い主以外の方が始末する・・・

ペットのフンを始末することは飼い主の責任です。

散歩中の犬のフンを放置すること、屋外に出している猫のフンを放置することなども禁止されています。

しっかり責任をもって、家に持ち帰り始末をしましょう。

🐾 ペットのフンは袋に入れ、燃せるゴミと一緒に処分をしましょう。



ペットのフンを放置することは、

★軽犯罪法第一条27号：

「公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者」は、拘留または科料に処する」

☆箱根町きれいにする条例第8条2項1号及び2号：

「ふん等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止すること。」

「道路、河川、広場、公園その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建物をふん等の汚物で汚さないこと。」

と定められています。

※場合によっては、廃棄物処理法違反になる可能性もあります。

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

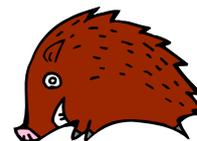
7年度1月末現在地域別捕獲頭数

(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	4	0	0	1	6	11	わな 11 銃器 0
ニホンジカ	7	11	40	45	98	201	わな 192 銃器 9

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大切です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。



譲ります

(2月9日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1406	冷蔵庫	幅 500 mm 奥行 500 mm 高さ 1,600 mm 東芝製	普通	有料
1412	冷蔵庫	ハイアール 型番：JR-NF121B 2ドア 色：白 右開き 121ℓ	良い	有料
1413	洗濯機	エルソニック 全自動 4.5K 型番：EHL45A 色：白に近いグレー 485×500×890 mm	良い	有料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話 (85) 9565

e-mail: web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

